

平成23年版 登記六法訂正表

『平成23年版 詳細登記六法』において、訂正がございました。以下のように訂正をさせていただきます。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

2011年4月30日（現在）

頁数	法律名	条数	誤	正
P171	民法	709条 参照条文	【賠償方法】法七二二、【法人の不法行為】法四四、【公務員の不法行為】憲一七……	【賠償方法】法七二二、【公務員の不法行為】憲一七……
P178		715条 参照条文	【法人の機関の行為と法人の責任】法四四、【特則】憲一七……	【特則】憲一七……
P534	不動産登記規則	77条1項 8号	八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値)	八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値
		83条3項 削除	③ 登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、……。 (全文)	削除
P546		160条	(地役権図面の番号の記録) 第160条 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に <u>第八十六条第一項の番号</u> を記録しなければならない。…以下略…	(地役権図面番号の記録) 第160条 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に <u>地役権図面番号</u> を記録しなければならない。…以下略…
P567	不動産登記規則	不動産登記規則 附則〔平成二二・四・一法務省令一七〕	第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条不動産登記規則第七十七の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第七十七条及び <u>第二百三十一条第六項</u> の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。
P668	農地法施行令	18条1項 2号ハ	申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号ハの農林水産省令で定める <u>施設</u> の用に供するために行われるも	申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号ハの農林水産省令で定める <u>事業</u> の用に供するために行われるも

			のであること。	のであること。
P670	農地法施行規則	10 条 1 項 柱書き	令第三第一項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし……。	令第三条第一項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし……。
		11 条 1 項 6 号 ハ	ハ 農業生産法人の構成員からその法人に対して権利を設定又は移転した農地又は採草放牧地の面積	ハ 農業生産法人の構成員からその農業生産法人に対して権利を設定又は移転した農地又は採草放牧地の面積
		11 条 1 項 6 号 ニ	ニ 農業生産法人の構成員のその法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画	ニ 農業生産法人の構成員のその農場生産法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画
P671		11 条 1 項 6 号 ホ	ホ 法第二条第三項第二号ホに掲げる者が構成員となつて いる場合には、……	ホ 法第二条第三項第二号ホに掲げる者が構成員となつて いる場合には、……
		11 条 1 項 6 号 チ	チ 農業生産法人の理事等の氏名及び住所並びにその法人の行う農業及び農作業への従事状況及び権利の取得後における従事計画	チ 農業生産法人の理事等の氏名及び住所並びにその農業生産法人の行う農業及び農作業への従事状況及び権利の取得後における従事計画
		13 条柱書き	令第三条三項（令第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	令第三条三項（令第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
P672		16 条 2 項 2 号	二 農業経営基盤強化促進法第七条第一項若しくは第八条第一項の都道府県知事の承認を受けた同法第七条第一項に規定する農地保有合理化事業規程の写し又は同法第十一条の九第一項の承認を受け、若しくは同法第十一条の十一第一項の規程により定め、若しくは変更された同法第十一条	二 農業経営基盤強化促進法第七条第一項若しくは第八条第一項の都道府県知事の承認を受けた同法第七条第一項に規定する農地保有合理化事業規程の写し又は同法第十一条の九第一項の承認を受け、若しくは同法第十一条の十一第一項の規定により定め、若しくは変更された同法第十一条

			の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の写し	の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の写し
P673		19条2項 柱書き	②令第六条第二項第三号の二 の一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人とする。	②令第六条第二項第三号の一 一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人とする。
		29条柱書き	令第九第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	令第九第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
P674		32条6号	六 地方公共団体（都道府県を除く。）が……（第二十八第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町役場の用に供する庁舎を除く。）……。	六 地方公共団体（都道府県を除く。）が……（第二十八第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。）……。
P1062	会社計算規則	10条6号 追加	一～五 （省略）	一～五 （省略） 六 保険業法
P1245	商業登記法	1条	……商号、会社等に係る <u>資する信用</u> の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑にことを目的とする。	……商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に <u>資すること</u> を目的とする。
P1280	商業登記規則	5条	登記所には、第九条六項の規定による記録（以下印鑑記録という。）及び申請書類つづり込み帳を備える。	登記所には、第九条六項の規定による記録（以下「 <u>印鑑記録</u> 」という。）及び申請書類つづり込み帳を備える。
P1283		11条7項	甲登記所は、第一項の規定により印鑑記録を移送したときは、 <u>印鑑に係る記録</u> にその旨を記録しなければならない。	甲登記所は、第一項の規定により <u>印鑑記録</u> を移送したときは、 <u>印鑑記録</u> にその旨を記録しなければならない。
P2067	土地家屋調査士法施行令	4条9号	九 農業経営基盤強化促進法 第四条第三項 に規定する農地利用集積円滑化事業 農地利用集積円滑化団体（市町村であるものを除く。）	九 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七 条第一項第一号 又は第二項第三号 に規定する事業 農住組合

P2133	租税特別措置法	73 条	個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得……	個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得……
P2137	租税特別措置法	82 条 1 項 2 号	二 滑走路、着陸帯、……の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定 イ又はロ	二 滑走路、着陸帯、……の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合
P2138	租税特別措置法	83 条の 2 第 2 項 1 号イ	イ ……（信託会社等が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、 <u>地上権又は不動産、……</u>	イ ……（信託会社等が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは <u>地上権又は不動産、……</u>
		3 項 1 号イ	イ ……（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、 <u>地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する…</u>	イ ……（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは <u>地上権又は不動産の所有権</u> 、土地の賃借権若しくは地上権を信託する…
P2145	租税特別措置法施行令	42 条の 3 第 2 項	②マンション建替事業において隣接施行敷地を取得する場合の法第七十五条に規定する政令で定める部分は、 <u>次の各号に掲げる場合</u> の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に対応する部分とする。	②マンション建替事業において隣接施行敷地を取得する場合の法第七十五条に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に対応する部分とする。

P2149	租税特別措置 法施行規則	28 条	<p>……（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）の証明書で、当該法人が法第七十六条に規定する特定農業法人であること、当該登記に係る同項に規定する農地が同項に規定する遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得されたものであること……</p>	<p>……（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）の証明書で、当該法人が法第七十六条に規定する特定農業法人であること、当該登記に係る同条に規定する農地が同条に規定する遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得されたものであること……</p>
P2149	租税特別措置 法施行規則	29 条 1 項	<p>……、当該登記に係る土地が法第七十七条第一項に規定する利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の五第二項に規定する農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第三項に規定する土地に該当するものであること……</p>	<p>……、当該登記に係る土地が法第七十七条第一項に規定する利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の五第二項に規定する農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第三項に規定する土地に該当するものであること……</p>
P2512	租税特別措置 法施行規則	31 条の 5 第 3 項 1 号	<p>一 ……（当該不動産を取得することにより同項第二号口に掲げる要件に該当することとなる場合にあつては、当該不動産の取得後の当該特定不動産の割合）並びに当該投資法人が当該登記不動産の取得をした日の記載があるもの</p>	<p>一 ……（当該不動産を取得することにより同項第二号口に掲げる要件に該当することとなる場合にあつては、当該不動産の取得後の当該特定不動産の割合）並びに当該投資法人が当該不動産の取得をした日の記載があるもの</p>